

○ 犬山市事業継続支援補助金交付要綱

令和 4 年 5 月 6 日 要綱第 68 号

犬山市事業継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業の継続に要する経費に対して交付する犬山市事業継続支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和 56 年規則第 10 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者であって、当該事業所において 1 年以上継続して事業を行っていること。
- (2) 市が実施する中小企業無料経営相談による経営計画を策定していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 犬山市税条例（昭和 29 年条例第 17 号）第 3 条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和 36 年条例第 19 号）第 7 条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納している者
 - (2) 犬山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 - (3) 過去に補助金の交付を受けた者
- (補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする

る。この場合において、同表に掲げる専門家等による支援補助事業及び設備投資等補助事業を共に実施する場合における補助限度額は、それぞれの事業に係る補助限度額の範囲内において合計で100万円とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、犬山市事業継続支援補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、別表に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 経営計画書(第2条第1項第2号の計画に係る計画書をいう。

以下同じ。)の写し

(2) 補助対象事業計画書(様式第2)

(3) 市税等の未納がないことの証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、犬山市事業継続支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3)により、補助金の交付の可否を当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該交付決定に条件を付することができる。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、前項の通知書にその理由を記載しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第6条 前条第1項の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ犬山市事業継続支援補助金変更交付申請書(様式第4)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業計画書（様式第2）

(2) 第4条第1号及び第4号に掲げる書類（補助事業の変更の内容を明らかにするものに限る。）

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を適当と認めるときは犬山市事業継続支援補助金変更交付決定通知書（様式第5）により、変更を適当と認めないときは犬山市事業継続支援補助金変更交付申請却下通知書（様式第6）にその理由を記載して、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、既に付した条件を取り消し、若しくは変更し、又は新たに条件を付することができる。

（代表者等の変更届）

第7条 補助事業者は、次条の実績報告書を提出するまでに次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実の発生後、直ちに市長に報告しなければならない。

(1) 代表者を変更したとき。

(2) 住所地又は所在地を変更したとき。

(3) 組織を変更したとき。

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、犬山市事業継続支援補助金実績報告書（様式第7）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日を経過する日又は第5条第1項の交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業が完了したことを証する書類

(2) 補助事業に係る支払いが完了したことを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の完了を確認し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

(書類の整備及び保存)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにし、関係諸帳簿及び証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(経営状況の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度以後3年間、決算(当該日の属する年度を含む決算期に係るものを除く。)に係る確定申告書又は財務諸表等の決算書類を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けることなく、補助事業以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和4年5月6日から施行する。

2 犬山市小規模事業者設備投資等補助金交付要綱(令和2年要綱第78号)は、廃止する。

別表(第3条、第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	申請期限
--------	--------	-----	-------	------

<p>専門家等による支援補助事業</p>	<p>経営計画書に記載されているもので、市内で行う事業の継続を行うために受ける専門家等からの支援に要する経費（第5条第1項の交付決定の日の属する年度に支払うもの（専門家に支払う謝金に係る源泉所得税のうち、当該年度の翌年度に支払うものを含む。）に限る。）</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p>	<p>50万円</p>	<p>補助金を申請しようとする年度の1月31日</p>
<p>設備投資等補助事業</p>	<p>経営計画書に記載されているもので、市内の事業所で行う設備投資等に要する費用。ただし、次に掲げるものに係る経費を除く。</p> <p>(1) 老朽化した設備等の更新</p> <p>(2) 車両（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産に該当するものを除く。）又は取得価格が3万円に満たない設備の取得</p> <p>(3) 設備投資等に直接要する費用が50万円（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者にあつては15万円）に満たないもの</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p>	<p>100万円</p>	<p>補助金を申請しようとする年度の9月30日</p>

備考 補助対象事業が国等の補助金等の交付対象である場合にあっては、当該補助金等の額を補助対象経費の額から控除するものとする。